

< 報告事項 >

第三期石狩市教育委員会特定事業主行動計画の取り組み状況について

第三期石狩市教育委員会特定事業主行動計画において、数値目標を設定した休暇等の取得状況について、以下のとおり取りまとめたので、公表します。

令和５年度の取り組み状況（休暇等の取得状況）（ ）内は前年度の数値

数値目標		小学校			中学校		
		対象者	取得者	取得状況 (平均)	対象者	取得者	取得状況 (平均)
配偶者出産休暇※1	男性職員一人あたり 2 日	2 人 (2 人)	2 人 (2 人)	2.8 日 (3.0 日)	2 人 (2 人)	2 人 (2 人)	3.0 日 (3.0 日)
育児参加休暇※2	男性職員一人あたり 3 日	2 人 (2 人)	0 人 (2 人)	－ 日 (4.0 日)	2 人 (2 人)	2 人 (2 人)	3.1 日 (3.1 日)
育児休業※3	女性職員 100%	2 人 (1 人)	2 人 (1 人)	100% (100%)	3 人 (1 人)	3 人 (1 人)	100% (100%)
	男性職員 10%	3 人 (2 人)	1 人 (1 人)	33.3% (50%)	2 人 (2 人)	0 人 (0 人)	0% (0%)
年次有給休暇	職員一人あたり 15 日	214 人 (208 人)	214 人 (208 人)	16.0 日 (15.2 日)	148 人 (148 人)	148 人 (148 人)	13.5 日 (13.3 日)

※1 配偶者出産休暇とは

配偶者の出産に係る入退院の付き添い、出産時の付き添い、出産に係る入院中の世話、子の出生届等のために取得することができる特別休暇。（配偶者が出産するため病院に入院する等の日から出産の日後 2 週間を経過するまでの間（特別な事情がある場合を除く）において、3 日以内で、1 日又は 1 時間単位で取得できる。）

※2 育児参加休暇とは

配偶者が出産する場合で、生まれてくる子又は小学校就学の始期に達するまでの子の養育（授乳、付添い、保育園への送迎等）をするために取得することができる特別休暇。（配偶者の出産予定日の８週間（多胎妊娠の場合は１４週間）前から出産の日後８週間（令和４年１０月１日以降は１年）の間において５日以内で、１日又は１時間単位で取得できる。ただし、出産に係る子が第１子の場合、産後の期間のみ取得できる。）

※3 育児休業とは

３歳未満の子を養育するとき、その子が３歳に達する日まで、母親、父親のどちらでも取得が可能な制度。

<参考> 年別取得状況

			H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
配偶者出産 休暇	男性職員 一人あたり ２日	小	２．０日	２．６日	２．１日	１．９日	０日	２．３日	１．５日	３．０日	２．８日
		中	２．３日	２．０日	１．９日	２．３日	２．８日	２．２日	２．０日	３．０日	３．０日
育児参加 休暇	男性職員 一人あたり ３日	小	１．５日	０日	１．８日	１．５日	０日	４．０日	０日	４．０日	０日
		中	３．０日	０．６日	０．８日	２．３日	５．０日	２．７日	２．９日	３．１日	３．１日
育児休業	女性職員 １００％	小	１００％	１００％	１００％	１００％	１００％	１００％	１００％	１００％	１００％
		中	１００％	１００％	１００％	１００％	１００％	１００％	１００％	１００％	１００％
	男性職員 １０％	小	０％	０％	１０％	０％	０％	０％	５０％	５０％	３３．３％
		中	０％	０％	０％	０％	０％	０％	１６．７％	０％	０％
年次有給 休暇	職員一人あ たり １５日	小	１３．３日	１３．９日	１４．７日	１４．２日	１２．２日	９．４日	１３．２日	１５．２日	１６．０日
		中	１３．８日	１３．６日	１３．５日	１４．０日	１１．５日	９．６日	１２．５日	１３．３日	１３．５日